重 要

事　務　連　絡
令和８年１１月４日

各単位団代表指導者 様

さいたま市スポーツ少年団
本部長 兵藤 明子

令和９年度からのスポーツ少年団登録システム変更に伴う登録情報の確認について（通知）

紅葉の候、貴団におかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、スポーツ少年団活動の振興に御尽力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先日、埼玉県スポーツ少年団事務局において、各市町村スポーツ少年団事務局を対象とした説明会が開催され、令和９年度から変更となるスポーツ少年団登録システムについて説明がありました。

今回のシステム変更に伴い、現在の登録システムに登録されている情報が新システムへ引き継がれることとなります。なお、新システムへの移行後は、登録情報の修正ができない予定となっております。

つきましては、各単位団におかれましては、下記のとおり現在の登録情報をご確認いただき、誤りや変更等がある場合には、市事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

また、今回のシステム変更に伴い、各単位団の規約についても、新システム上での公開が必須となる予定です。これまでは、各単位団において規約を整備・保管していただくようお願いしておりましたが、今後は公開が必要となることから、まだ規約を作成していない団や、内容の見直しが必要な団につきましては、今のうちから準備を進めていただきますようお願いいたします。

なお、新システムの登録手続きや規約の公開方法等、今後の登録に関する詳細については、改めて説明会を開催する予定ですので、併せてお知らせいたします。

記

１　登録情報の確認について

（１）確認期限　　令和８年 11 月 30 日（月）まで

（２）確認内容　　現在の登録システムに登録されている団・団員・指導者等の情報について、以下の項目を中心に確認してください。
①氏名　②ふりがな　③生年月日　④住所　⑤資格情報　⑥電話番号
⑦団情報

（３）修正が必要な場合　登録情報に誤りや変更がある場合は、修正が必要な内容を市事務局までご連絡ください。
※登録情報は新システムへ引き継がれるため、期限までに必ず確認をお願いいたします。

２　単位団規約の整備について

令和９年度からの新登録システムでは、各単位団の規約をシステム上で公開することが必須となる予定です。

これまでは、各単位団において規約を作成・保管していただくようお願いしておりましたが、今後はシステム上での公開が必要となります。

つきましては、各単位団におかれましては、規約が未作成の場合は新たに作成していただくとともに、既に作成済みの場合も内容をご確認いただき、必要に応じて見直しを行うなど、早めの準備をお願いいたします。JSPO が出版している冊子内に参考例が載っておりますので、これから作成される際はご活用ください。

【参考】ガイドブック「スポーツ少年団とは」令和８（2026）年度版　P50

３　今後の説明会について

日本スポーツ協会（JSPO）から都道府県スポーツ協会への詳細資料の提供は、令和８年 11 月末日を予定しています。

市本部では、当該資料の内容を踏まえ、令和８年 12 月から令和９年１月頃にかけて、各単位団を対象とした説明会を開催する予定です。

開催日時や内容等の詳細につきましては、決まり次第、改めて全単位団へ通知いたします。

以上

公益財団法人さいたま市スポーツ協会
さいたま市スポーツ少年団
〒338-0835 さいたま市桜区道場 4-3-1
サイデン化学アリーナさいたま内
TEL：048－851－6250
FAX：048－851－6253
info@saitamacity-sports.or.jp
https://www.saitamacity-sports.or.jp
担当：齋藤